

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】             | 【No.】 | 【内容】   |
|------------------|-------|--|
| <お詫びと訂正>         | 1     | ◆はがき「がん検診のご案内」に関するお詫びと訂正   |
| <募 集>            | 1     | ◆わくわく教室「アクアジェルフラワー教室」の受講生を募集します  |
| <お知らせ>           | 2     | ◆非課税者と子育て世帯を対象にプレミアム付き商品券を販売します<br>◆「第12回みまた町民総合スポーツ祭」のバドミントン会場の変更について |
|                  | 3     | ◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう   |
|                  | 4     | ◆赤十字救急法講習会を開催します   |
| <保健と福祉><br>(子ども) | 4     | ◆「ひとり親家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます                                       |
|                  | 5     | ◆児童扶養手当の現況届を提出してください   |
|                  | 6     | ◆未婚の児童扶養手当受給者の人に、給付金が支給されます  |



- | 【分類】             | 【No.】 | 【内容】   |
|------------------|-------|--|
| <保健と福祉>          | 6     | ◆『CKD（慢性腎臓病）市民講座』の参加者を募集します<br>(一般)  |
| <保健と福祉><br>(高齢者) | 7     | ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の更新について<br>◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります |
|                  | 8     | ◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します<br>◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？                       |
| <農林畜産業関連>        | 9     | ◆水稲の病害虫防除を行います<br>◆農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します                                   |
| <相 談>            | 10    | ◆調停委員による相談会（無料）にお気軽にご参加ください<br>◆「おもちゃ病院三股」を開設します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています      |
| <そ の 他>          | 11    | ◆防災無線の放送内容が電話で確認できます   |

## お詫びと訂正

### ◆はがき「がん検診のご案内」に関するお詫びと訂正

5月末に対象の方に送付したはがき「がん検診のご案内」の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

対象の皆さんには、ご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正いたします。

#### 【訂正箇所】

「三股町 がん個別検診指定医療機関」の次の箇所

三股町 がん個別検診指定医療機関 ※要予約				
医療機関名	電話番号	胃		
		バリウム	内視鏡	子宮 乳
一心外科医院	52-7788	○	○	
とまり内科外科 胃腸科医院	52-1135	○	○	
安藤胃腸科外科医院	39-2226	○		
仮屋外科胃腸科医院	25-7712	○	○	
久保原田中医院	22-7700	○	○	
坂元医院	22-0360	○	○	
三州病院	22-0230	○	○	○
瀬ノ口醫院	25-5155	○	○	
たかお浜田医院	22-8818	○	○	
はまだクリニック	45-2266	○	○	
福島外科胃腸科医院	38-1633	○	○	
藤元総合病院付属 総合健診センター	22-7017	○	○	○
宮永病院	22-2015	○	○	
いそいち産婦人科医院	22-4585			○
北原医院	22-4133			○

医療機関名	電話番号	胃		
		バリウム	内視鏡	子宮 乳
すみ産婦人科医院	23-1152			○
武田産婦人科医院	22-0336			○
中山産婦人科医院	23-8815			○
野田医院	24-8553			○
丸田病院	23-7060			○

【胃内視鏡検査が実施できる病院】※表以外  
 ・坂田医院 (51-2003) ・長倉医院 (52-2109)  
 ・いづみ内科医院 (22-7111) ・庄内医院 (37-0522)  
 ・宇宿医院 (25-9031) ・隅医院 (62-1100)  
 ・海老原内科 (64-1211) ・富田医院 (23-4586)  
 ・大岐医院 (57-2025) ・野田医院 (22-0513)  
 ・仮屋医院 (36-0521) ・原田医院 (26-3330)  
 ・川畑医院 (46-3225) ・吉松医院 (25-1500)  
 ・共立医院 (22-0213) ・ゆうクリニック (46-6100)  
 ・ふくしまクリニック (46-5001)  
 ・メディカルシティ東部病院 (22-2240) \*

がん検診に関するお問合せ先  
 三股町健康管理センター 電話：52-8481

【誤】 野田医院 (22-0513)

↓  
 【正】 野田医院 (22-0153)

※お問い合わせ先は

町健康管理センター ☎：52-8481

にお願いします。

## 募集

### ◆わくわく教室「アクアジェルフラワー教室」の受講生を募集します

町教育委員会では「アクアジェルフラワー教室」を次のとおり開催いたします。参加を希望する人は、お申し込みください。

#### ■内 容 =

ガラスドームの中に、プリザーブドフラワー（薔薇）とジェルを使ってアレンジフラワーを作ります。ジェルがキラキラと光るので宝石のような輝きになります。普段、目にするプリザーブドフラワーとはひと味違います。夏休みの課題製作やプレゼントにいかがですか。



■講 師 = さくら かな 先生

■開催日時 = 8月12日（月）午前10時～正午

■受講料 = 3,000円（講師代+材料費）  
 ※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■開催場所 = 町中央公民館 中会議室（当日ははさみを持参してください）

■募集人数 = 10人（先着順）小学生以上（親子での参加も可能）  
 ※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限 = 7月23日（火）

#### ■申込方法 =

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。

※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時）

☎：52-9311 ファクス52-9724 にお願いします。

## お知らせ

### ◆非課税者と子育て世帯を対象にプレミアム付き商品券を販売します

10月に予定されている消費税率の引き上げで生じる負担増など、消費への影響を緩和することを目的として、住民税の非課税者や乳幼児がいる子育て世帯の世帯主に対して、プレミアム付き商品券を販売します。

#### ■購入対象者＝

①1月1日時点で本町に住民票がある人で、平成31年度住民税の非課税者

※課税者の扶養となっている人や生活保護受給者は対象外です。

※対象者は事前申請を行う必要があります。

申請受付は8月1日（木）から町役場1階ロビーで行う予定です。

②6月1日時点で本町に住民票がある人で、平成28年4月2日～令和元年9月

30日に生まれた子どもがいる子育て世帯の世帯主

※対象者には8月ごろから随時引換券を郵送する予定です（事前申請は不要）。

※対象となる子ども1人につき5冊まで購入できます。

#### ■購入限度額＝額面2万5,000円（販売額2万円）

※1冊5,000円分の商品券を4,000円で5冊まで購入できます。

※額面500円の商品券10枚つづりで1冊となります。

#### ■販売期間＝9月下旬～令和2年2月28日（金）

※販売期間は変更になる可能性があります。

#### ■販売場所＝町役場1階ロビー ほか

※販売場所は変更になる可能性があります。

#### ■使用できる期間＝10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

#### ■使用できる店舗＝取り扱い店舗の登録をした町内の店舗

※9月上旬に決定する予定です。

※お問い合わせは、

プレミアム付商品券事業事務局（福祉課社会福祉係）☎：53-3733

にお願いします ※令和2年3月31日までの期間限定回線です。

### ◆「第12回みまた町民総合スポーツ祭」のバドミントン会場の変更について

6月1日回覧に掲載した第12回町民総合スポーツ祭のバドミントン会場が変更になりましたのでお知らせします。

（変更前）

期 日	競技種目	会 場	備 考
7月21日（日）	バドミントン	第2地区交流プラザ	自由申し込み

（変更後）

期 日	競技種目	会 場	備 考
7月21日（日）	バドミントン	町体育館	自由申し込み



※お問い合わせは、町教育委員会 教育課 スポーツ振興係

☎：52-9312 ファクス：52-9724

にお願いします。

## ◆ イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットの**ふんや無駄吠えなどの苦情や相談**が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

《イヌの飼い主の皆さんへ》

### イヌのふんは飼い主の責任で

### 持ち帰りましょう！



道路や公園などに犬のふんを放置することは禁止されています。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌの**ふん**があれば、大変迷惑で不快な思いをする人がいます。また、イヌの**ふん**は寄生虫の卵や、**いろいろなばい菌**を持っていることがあり、とても不衛生です。

- 運動や散歩のときは、**ふん**を持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレトーパーなどを持ち歩きましょう。
- イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※夜中や早朝などにイヌを放す人が増えています。自宅や散歩中にイヌを放す行為は、非常に危険で、多くの人に迷惑を掛けることになります。飼い主として、また、愛犬家として絶対にやめましょう！

## 《ネコの飼い方のお願い》

①ネコは**室内**で飼うように努めましょう！



②飼いネコには**首輪・名札**を付けましょう！



❗ 屋外は、**病気の感染**や**交通事故**などの危険がいっぱいです！



❗ よその家の庭で**ふん**をしたり、花壇を**荒ら**したり、車の上に乗って傷を付いたり…**ご近所の迷惑**にもなります！



**野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は、結果的に野良ネコをどんどん増やすこととなります。近所迷惑になるだけでなく、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうこととなります。**

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

※お問い合わせは、  
環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）  
☎：52-9082（直通）をお願いします。

◆赤十字救急法講習会を開催します

日本赤十字社では、苦しんでいる人を助けたいと思う優しさを行動に移し、けがや病気に対する正しい知識と技術を身に付けるための講習会を開催します。

近年頻発している地震や豪雨などの被害に備えて、ぜひ一緒に学びませんか？

■日 時 = 8月18日（日）と8月25日（日）の2日間  
午前9時～午後5時（2日間の合計14時間）  
※補講＝8月24日（土）午後1時～5時

■場 所 = 都城市コミュニティセンター2階

■講習内容 =

①救急法基礎講習（4時間）  
・手当ての基本 ・心配蘇生法 ・AEDを用いた除細動 ・気道異物除去法

②救急員養成講習（10時間）  
・赤十字救急法救急員について ・急病 ・けが ・止血 ・傷の手当て  
・骨折の手当て ・搬送 ・救護

※①②の全日程を受講し、修了検定の合格者には「ファーストエイドプロバイダー認定証（有効期間5年）」を交付します。

■参加資格 = 高校生以上

■定 員 = 30人

■受 付 = 日本赤十字社宮崎県支部都城地区（都城市役所 福祉課）

■教 材 費 = 3,200円 ※事前振り込みをお願いします。

【振込先】宮崎銀行 宮崎駅前出張所 普通 124273  
日本赤十字社宮崎県支部 支部長 河野俊嗣

※お申し込み・お問い合わせは、  
日本赤十字社宮崎県支部都城地区  
☎：23-2980 にお願ひします。



◆「ひとり親家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

ひとり親家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

集合受付期日	8月1日（木） ・ 2日（金）
時 間	午前9時30分～正午 午後1時30分～7時（※受付終了時間：午後6時45分）
場 所	町役場2階 第3会議室
準備するもの	① 印かん（認め印可、スタンプ式は不可） ② 健康保険証（世帯全員分）のコピー ※事前にコピーしたものを提出してください。 ③ 身分証明書（運転免許証など） ④ 養育費に関する申告書 ⑤ 更新通知書
世帯の状況で必要となる書類	（ア）平成31年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒平成31年度 所得課税証明書 ・平成31年1月1日に住民票があった市町村で発行できます。 ・同居家族の中に平成31年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の所得課税証明書も必要です。  （イ）母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒在学証明書または学生証のコピー  ※児童扶養手当の現況届で提出する人は（ア）、（イ）の書類の提出は不要です。  （ウ）その他 ・後日送付する案内文書でご確認ください。

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課児童福祉係（1階⑥番）で8月3日～31日（土曜・日曜・祝日を除く）までに更新の手続きをしてください。  
※更新手続きは受給者本人が行ってください。代理人による手続きはできません。  
※手続きを行わないと、受給資格があっても8月以降の医療費助成はされません。

※お問い合わせ 福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）  
☎：52-9060（直通）をお願いします。

## ◆ 児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が中程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

### ■ 現況届（年1回）を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否（手当支給額）などを確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口（1階⑥番）で8月3日～31日まで（土日・祝日を除く）に必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。対象者には7月末に郵送で直接案内します。

### ■ 集団受付

1. 期 間 8月 1日（木）・ 2日（金）
2. 時 間 午前9時30分～正午  
午後1時30分～7時（受付終了時間：午後6時45分）
3. 場 所 町役場2階 第3会議室
4. 準備するもの
  - ① 印かん（児童扶養手当用に使用しているもの）
  - ② 児童扶養手当証書（黄色）
  - ③ 身分証明書（運転免許証など）

#### 該当する人のみ提出するもの

- ④ 児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人  
⇒ 別居監護申立書（発行日が8月1日以降のもの）  
※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

- ⑤ その他（詳しくは送付する文書にてご確認ください）

※税の申告等が「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。（扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります。）

### ■ 支給期間などによる支給停止制度

受給者（養育者を除く）に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、受給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、以下に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《次に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません》

1. 受給者が、就業しているか、または、求職活動等の自立を図るための活動をしているとき。
2. 受給者が、障害、負傷、疾病等により、就業することが困難であるとき。
3. 監護する児童又は親族が、障害や疾病等で、介護のために就労することが困難であるとき。

### ■ 公的年金等との併給について

公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けられることができる場合<sup>\*1</sup>は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

また、児童扶養手当法の改正により、平成26年12月以降は、公的年金額が児童扶養手当より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

#### ※1 公的年金を受けられることができる場合

⇒請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合等も含みます。

ただし繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

### ■ 現況届は受給者本人が届け出を行ってください。

※代理人での届け出はできません。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）にお願いします。

◆未婚の児童扶養手当受給者の人に、給付金が支給されます

※「未婚」とは「これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない」ということです。

令和元年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者の中で、未婚のひとり親の人へ給付を行います。

■支給額 = 17,500円

■申請期間 = 原則として、令和元年度児童扶養手当現況届とあわせて申請

■支給時期 = 原則として、令和2年1月に支給

■支給要件＝

次のすべての要件を満たす人が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない人
- ③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない人または事実婚の相手方の生死が明らかでない人

■準備するもの＝

- ①申請書
- ②戸籍とう本
- ③本人確認書類（マイナンバー、運転免許証など）
- ④通帳またはキャッシュカード

※児童扶養手当の受取口座を指定する場合、③④は不要です。

■注意点＝

※対象者には、7月末に児童扶養手当現況届とあわせて案内します。

※支給対象者が基準日（令和元年10月31日）の翌日に死亡した場合は、その人の児童扶養手当の対象となる児童に給付金を支給します。

※今回の給付金は、基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない人を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある人は、給付金の対象にはなりません。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060 をお願いします。

◆『CKD（慢性腎臓病）市民講座』の参加者を募集します

CKDとは慢性腎臓病のことで、8人に1人がCKDというデータもあり、新しい「国民病」ともいわれています。CKDは人工透析の予備軍だけでなく、心臓病や脳卒中の危険性を高めます。しかし、定期的に健診を受けることで、予防や早期診断が可能です。市民講座ではCKD（慢性腎臓病）について、専門医がわかりやすくお話しします。

■開催日時 = 7月27日（土）午後7時～午後8時30分  
（開場 午後6時30分）

■場 所 = ウェルネス交流プラザ ムジカホール

■対 象 = どなたでも

■参加料 = 無 料

■定 員 = 280人（申し込み順）



※お申し込み・お問い合わせは、

町健康管理センター ☎：52-8481

をお願いします。

## ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の更新について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」を持っている人で、引き続き令和元年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」を持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行します。申請日より遡って発行はできませんので、早めの申請をお勧めします。

「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」及び「**限度額適用認定証**」を持っている人は・・・

- ① 医療機関での支払いの際に提示することで、支払いが限度額までで済みます。
- ② 限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は、入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

《 注 意 》

◎**標準負担額減額の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。**

(例)平成30年度に認定証を交付されていない人が7月15日に申請をした場合…  
令和元年7月1日適用で令和元年7月31日まで有効の減額認定証と令和元年8月1日適用で令和2年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

◎「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」は、**町県民税（住民税）の非課税世帯に限り**交付されます。

◎「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」は、**課税所得145万円以上の人で、適用区分Ⅰ・Ⅱの人に**交付します。（詳しくは、お問い合わせください）

《 申請に必要なもの 》… **後期高齢者医療の被保険者証・マイナンバーが分かるもの・印かん（認め可）**

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）  
☎：52-9632（直通）をお願いします。

## ◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります

・新しい被保険者証は水色になります。（7月31日までの被保険者証は緑色でした。）

・新しい被保険者証は、7月下旬までにオレンジ色の宮崎県後期高齢者広域連合の封筒で本人宛に届きます。

・新しい被保険者証が届いたら、台紙からはがして、住所・氏名・生年月日をご確認ください。

・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください。

・新しい被保険者証の有効期限は令和2年7月31日です。

ただし、保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証（短期証）が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談のお手紙を送付しておりますので、早めに納付相談にお越しくください。



※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）  
☎：52-9632（直通）をお願いします。

## ◆ 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します

後期高齢者医療保険の対象者に、保険料額決定の通知書を7月中に送付しますので、保険料の確認と納付をお願いします。

### 【保険料の計算方法】

被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」  
+  
被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」 = 個人単位で計算

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。詳しくは、通知書に同封して送付する「後期高齢者医療のしおり」をご覧ください。

### 【保険料の納め方】

「年金からの差し引き」「口座振替」「納付書」のいずれかの方法になります。

保険料を「年金からの差し引き」により納付している人で、「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください（「納付書による納付」への変更はできません）。

「納付書による納付」の場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがあります。納め忘れを防ぐため、「口座振替」の手続きをおすすめします。

また、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。曜日や時間を気にせずに納めることができますので、ご利用ください。



## ◆ 後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると所得に応じて病院での一部負担金が1割または3割になります。

#### 加入できる人

- ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
- ・障害程度A判定の療育手帳を持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人ほか

#### 申請に必要なもの

印かん（認め印可）、申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡票（現在加入している医療保険が町国民健康保険以外の人のみ連絡票が必要）

障害者手帳

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

◆水稲の病害虫防除を行います

今年度の水稲の病害虫防除（無人ヘリによる農薬散布）を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

■実施時期

場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1回目	7月16日(火)	7月22日(月)	7月31日(水)
	2回目	8月16日(金)	8月22日(木)	8月30日(金)
	3回目	—	—	9月18日(水)

- ※天候などの都合で日程が変更される場合があります。
- ※散布中は危険ですので、機体のまわり20m以内には近づかないようにしましょう。
- ※露地野菜や出荷前のかんしょなどに隣接する水田は、ドリフト（飛散）防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。
- ※また、施設園芸やハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



※お問い合わせは、JA（都城農業協同組合）三股支所・営農経済課  
☎：52-1122  
にお願いします。

◆農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会の活動計画の一環として、毎年8月中旬から農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

具体的には現地調査を年間に複数回行います。

- 農地の違反転用の実態を把握し、違反者には農地への回復などの指導・勧告を実施します。
- 遊休農地などは、所有者（管理者）に今後の利用に関する調査を行い、農地の再生や農地利用計画書等の提出などの指導を実施していきます。

農地パトロールの際には、調査のため農地などに調査員が立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

【農地利用状況調査（農地パトロール）に関するQ&A】

◎遊休農地とは？

- ・1年以上にわたって耕作（農産物の作付け）をおこなっておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- ・周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地。（農業委員会判断）

◎なぜ調査が必要なのか？

農地は耕作をやめて数年経過すると、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。

また、農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となります。

火災発生の原因となるなど近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。それらを未然に防ぐ目的で調査を行う必要があります。

適切に農地を管理し、持続可能な耕作（農産物の作付け）を心がけましょう！！

※お問い合わせは、農業振興課 農業委員会（3階 ③番窓口）  
☎：52-9087（直通）  
にお願いします。

相 談

◆調停委員による相談会（無料）にお気軽にご参加ください

調停制度は、訴訟と並ぶ紛争解決の手続きの一つです。  
 都城地区調停協会では、「調停手続きの利用に関する相談会」を開催します。  
 予約は不要で、相談は無料です。ひとりで悩まずにご相談ください。

期 日	7月21日（日）
時 間	午前10時 ～ 午後3時
場 所	都城市ウェルネス交流プラザ（茶霧茶霧ギャラリー） ※ウェルネスパーキングに駐車できます。
相談内容	(家事関係) 夫婦関係、養育費、面会交流、遺産相続、その他親族間トラブルなど (民事関係) 金銭関係、交通事故関係、近隣関係、土地・建物関係、その他身近なトラブルなど
相談員	家事調停委員、民事調停委員

※事前の予約は要りません。  
 ※すでに訴訟、調停になっている事件のご相談は応じかねます。



※お問い合わせは、  
 都城地区調停協会 ☎：23-4131  
 平日の午前8時30分～正午・午後1時～5時 お願いします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月20日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。 ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。  ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、  
 代表：横山健一 ☎：51-0241 または、  
 増田親忠 携帯：090-1926-8783 お願いします。  
 .....

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。  
 また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日  
 時 間： 午前9時～午後5時  
 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会  
 ☎：52-1246 お願いします。

## ◆ 防災無線の放送内容が電話で確認できます

町内全域に音声を行き渡らせるために、また、地域ごとに分けて放送ができるように、防災行政無線用の広報塔が各地区に設置してあります。

しかし、ご家庭によっては広報塔との距離が遠い場合や、近くに複数の広報塔があるなどの理由で、放送が聞き取りにくい場合があります。

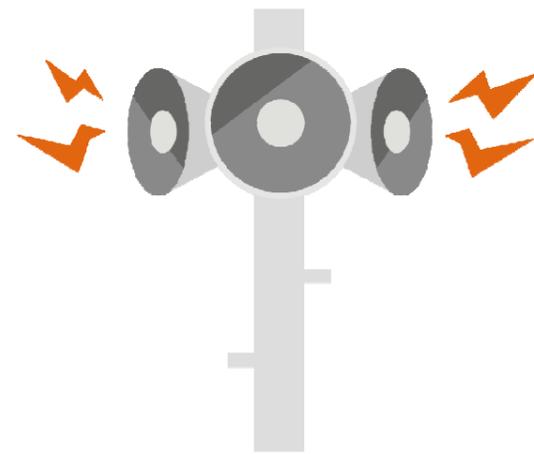
そこで、町では放送内容確認ダイヤルを設置しています。放送内容が聞き取れなかったときや、町外にいて放送を聞き逃したときは、次の番号に電話をかけることで放送内容を確認することができます。放送内容は放送された当日のみ確認することができます。

### 放送内容確認ダイヤル

☎ : 51-1417

☎ : 51-1418

※ どちらの番号でも同じ内容を確認することができます。



※お問い合わせは、

管理担当 総務課危機管理係

☎ : 52-1110 (直通)

をお願いします。

